

熊本県公報

第11066号
平成15年12月22日(月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- あらたに生じた土地の確認及びこれに係る字の区域の決定……………(市町村総室) 1
 - 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 1
 - " "……………(") 1
- 公 告**
- 土地改良区清算人の就職……………(農村計画課) 2
 - 平成15年度経営事項審査日程の一部変更……………(監 理 課) 2

告 示

熊本県告示第1192号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第260条第1項の規定により、次のとおり決定した旨本渡市長から届出があった。

平成15年12月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あ ら た に 生 じ た 土 地	編入する字
本渡市今釜新町101地先公有水面埋立地 1,912.92平方メートル	本渡市今釜新町
本渡市東浜町32の3に隣接する道路地先並びに33の1、33の2、33の3、本渡市大浜町1の6、1の5、1の4、1の3、1の21、1の2、1の1に隣接する水路に隣接する道路地先公有水面埋立地 1,582.82平方メートル	本渡市東浜町

熊本県告示第1193号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成15年12月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字今富字水汲川内2119の1、2121の1、2121の3、2124の2、2130、2132の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字水汲川内2124の2・2132の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1194号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成15年12月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字今富字岩迫1986の1、1989の4、
字下夕比恵木場2017・2036の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下夕比恵木場2017（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本
県天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第885号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、土地改良区の清算人の就職の届出があったので、同法第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成15年12月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 土地改良区の名称
錦郷川土地改良区
- 2 就職する清算人

氏 名	住 所
平 野 啓 治	上益城郡甲佐町大字世持467番地
田 代 稔 一	上益城郡甲佐町大字南三箇383番地
井 手 洋 一	上益城郡甲佐町大字南三箇1019番地の1
古 閑 壽	上益城郡甲佐町大字中山105番地
井 芹 博 史	上益城郡甲佐町大字中山107番地
岡 崎 康 男	上益城郡甲佐町大字世持336番地
日 隈 誠 司	上益城郡甲佐町大字船津2116番地
山 本 春 二	上益城郡甲佐町大字南三箇333番地
尾 村 雅 則	上益城郡甲佐町大字中山121番地
林 一 人	上益城郡甲佐町大字世持454番地
日 隈 勇	上益城郡甲佐町大字船津2116番地

熊本県公告第886号

平成15年2月19日付け熊本県公告第119号（平成15年度における建設業法に基づく経営事項審査の申請の時期及び方法）で公告した平成15年度中に熊本県が実施する建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査（経営状況分析を除く。）の日程について、その一部を変更したので、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年12月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 変更する事項
審査日
- 2 変更の内容
平成16年3月10日（水）の審査日（予備日）を平成16年3月23日（火）に変更する。
- 3 問合せ先
熊本県土木部監理課建設業係
熊本市水前寺六丁目18番1号 電話096-383-1111
(内線) 6020、6021